

第三分科会報告（社会教育）

（運動部会、法律人権部会含む）

報告者 友 永 健 三

（一） 社会教育部門と運動部会が合同で、だいたい9時40分ぐらいまでやったんですが、15名が参加して、それぞれの部会が15分程度で報告し、それをふまえて討議したというわけですが、くわしい報告は資料にのっておりますので、中心的な問題だけを報告したいと思います。

（二） まず社会教育部会ですが、昨年1年間のとりくみの主眼といいますか、それは対府、あるいは中央交渉の中で、社会教育の分野に関する要求書をつくり、これに力点を注いだという報告がありました。それから今後の大きな問題点では社会教育という分野を大きく2つの方向に整理していきたいということです。ひとつは解放会館を中心とした社会教育部門もうひとつは、社会啓発であります。

解放会館の部門について一番大きな中心的な問題となっておりますのは運動とどうタイアップしていくかということです。一方では運動とまるまるいっしょのような形になっているし、もう一方では運動と完全に切りはなされているような所もあります。このへんの問題をどう整理していくのかという問題、それからもう一つは、最近の大阪に非常に顕著な傾向ですけれど、建物には目がいくけれども、それが実際に運動を発展させるのかという中味については、それだけの討議をふまえて建物が建てられているのか、あるいは建物が本当に運動の発展に役だつように、いろんな考慮が加えられているのか、という問題が大きく出ておりますが、こういう問題を中心に社会教育部門では討議していきたいということになっていきます。それから社会啓発という部門では、残念ながら、現在、学校教育にあるような大同教とか、市同教とかいう組織がなく、したがってバラバラであっ

て、しかも重要な位置づけがなされておられない。学校の先生であれば一定の位置づけがあって、保障もされているけれども、社会教育の場合にはこれが十分なされておられない。そういう問題もあるわけで、そういう社会教育にかかわる人々という形で前から出ているわけですがこういう社会教育の関係者を、大衆的な基盤を持ちうる組織に結集させ、その中で理論的な分野は社会啓発部会が担っていくということをしていく必要があるんじゃないかと思うわけです。それからもうひとつは、昨日あまり触れられませんでした。研究所の中で研修部というのが昨年できておるわけですが、この研修部の活動が社会啓発というものより中心的な役割りを任っていく部分としてあるんじゃないかと思えます。

社会教育の中でもうひとつ重要なことは、その中味ですね。解放会館なり、あるいはいろんな社会啓発の中で、どういう中味で部落問題を啓発していくのか、という問題、たてまえだけで「答申」を頭から何回もくり返して教えていくというレベルのことだけで果していいのか、内容も本当に力になるものにしていかなければならないという問題も指摘されたわけです。

（三） 次にマスコミ部会ですけれども、これはマスコミ関係者というものは民間企業に務めておられる記者で、また非常に多忙である、ということで他の部会とは非常に違った性格を持っておるわけです。しかしながら、月一回大阪府連の記者会見という性格もかねて、つみあげてきておるわけです。したがって、内容も部落解放同盟が当面してきておる闘いを紹介し、それを正しく新聞紙上に反映してもらおうということ、あるいは記者相互の親睦をはかるということで、なかなか系統的に

研究をつみあげていく、という方向にもっていきにくい、ということをお内部にかかえておるわけです。マスコミ部会では、そういった報告がありました。

(四) それから法律部会ですけれども、これは残念ながら、弁護団は今狭山の上告趣意書づくりに奔走しております、参加できない状態ではありますが、現在、弁護人を中心に20名程度で部会が構成されておるわけです。昨年7月に結成されて以降、だいたい2ヶ月に一度程度部会をやっておるわけです。内容としましては、狭山の弁護団が中心となっており、狭山の弁護をどう有効にやっていくのかということと、それから共産党による、さまざまな攻撃が部落解放同盟にかけられてきており、そのうちいくつかは告訴されたり、起訴されたりしておりますので、この問題に対してどう弁護していくのか、というのがあります。その内容は大きく2つに分けられると思います。ひとつは差別事件が起きた時、糾弾をやった場合に、これが暴力だという形で告訴されているケースがあり、この代表は矢田教育差別事件、あるいは八鹿事件であり、これに対して、どう有効に弁護していくのか、つまり糾弾権という問題にかかわるわけですが、これを積みあげていくこと、もうひとつは行政闘争との関係であります。これは特に羽曳野で起っている問題があります。また浪速の一連の裁判が窓口一本化ということにかかわる問題であります、これをどう法的に弁護していくのかという問題であって、こういったとりくみが開始されたということが、昨年の1年間の闘いの中でいえると思います。

それから部会だけでなく、大阪府の同促協と連けいしまして、隔週、法律相談ということをやりはじめておる。ということがあります。問題はそういうとりくみの今後の方向としましては、運動の側から要請として、ひとつは差別がまだまだきびしくある、これを糾弾したら暴力といわれる。それじゃ、いかげんに差別を取り締る法律をつくれという声もちらほらあるわけですが、これも法的にどうかという問題があるわけです。体系的にはまだ論議しておりませんが、一定の論議が始まっています。それからもうひとつは、松原とか羽曳野、大阪市においても出てきておりますが、

「同和」予算のとりすぎ、という名目のもとに、「同和」予算の削減がおこなわれてきている。ということがあります。他方で特別措置法の条文を見た場合には、10年という期限の中で円滑かつ、計画的にやらなければならないとあるのであって、この点からみるならば運動の立場からの言葉でいえば「措置法違反やないか」ということで、論議をやっておるわけでありまして。しかし法廷に持ちこんだ場合に成り立つのかという問題があるわけですね。こういう問題が十分ねりあげられておらないということがあるわけです。特別措置法があと3年という中で、行政法の研究もつみあげていかなければならないということも、ふたつめの今後の大きな課題であるわけです。第3番には、これまで一連の裁判の中で一定の判例がつみ上げられてきているわけです。例えば、糾弾権とか行政闘争の権利とかいうものに対して有利な判決がでております。6月3日の矢田の判決もそうだし、尼崎の中村君の判決もある意味においてはそうです。そういう一連の部落問題の判例がつみ重ねられておりますが、この判例を分析して、一定の本にまとめていく作業が必要です。こういった問題を中心に今後法律部会をやっていくということになっておる、そういう論議が弁護団の中でなされています。

(五) 次は運動部会ですが、これにつきましては同対審共闘とか、あるいは職場解放研、こういった人々を集めまして部会を構成しておりますが、だいたい2ヶ月に1回程度とりくみをやってきました。昨年1年間は上田選挙を中心とした問題、あるいは部落問題をどう地域全体にひろめていくのか、つまり「同対審」共闘の問題であるわけですが、このどちらも今一番かかえている問題は、まだまだ上部団体だけの、担当者だけのものになっています。そのためにとりくみが限られたものになっており、本当にその中で消化されていない、そのへんの問題をやっぱり克服するとりくみをしないといかんということが運動部会の課題となっております。

(六) だいたいそのような報告があった後に討議に入っていたわけですが、ひとつひとつの部会を順番に討議していくのではなく、全体を大きなひとつのテーマにしぼって論議していくと

いうことに結果的には進んでいったわけです。その論議の中心はやはり、部落問題をどう労働者、あるいは地域住民の中に浸透させていくかという点であったと思います。この点で今問題としてつきあたっているのは、まだ表面的な働きかけにとまっているのではないか、あるいは、上部だけの、担当者だけの問題になっておるのではないか、という指摘があったわけです。

それから具体的な問題としましては、大阪では「ねたみ差別」をどう克服するかという問題が一番大きいわけで、これをどう克服していくかという問題を内容的にふまえた上で、いくつかの意見がありました。それをまとめてみると、ひとつは内容面、労組とか地域住民に訴えていく場合の内容面を、今までとりくんできた社会啓発とかいったものでとどめておくだけでは不十分、説得しきれない、という問題にぶつかっております。だから、起ってきている具体的な問題、しかもそれぞれの労組なり地域なりがかかえている問題と結びつける中で部落問題を訴えていかなければだめではないか、という意見が出ました。特に「とりすぎ」、「ねたみ差別」という問題については超過負担、つまり財政の中味を分析して、超過負担ということをはっきりさせていく必要があるんじゃないか、あるいは「同和」対策としてできたものが、一般対策にどんどん波及しておるという運動をもっと紹介してゆく必要があるんじゃないか、あるいは労働者であれば、部落問題がからんでくるし、同時に他の、職場の中で劣悪な条件におかれていた労働者の解放にもつながっている闘いがあるんだということ、あるいは、そうした闘いを解放研なり組合が中心になってやるんだということ、その一例として職場では郵便局連解放研がやった前歴換算の闘い、こういった問題をもっともっと整理をして広めていく必要があるんじゃないか、こういう事が論議の中で出ていました。それからもうひとつは、組織面、組織的に一定のとりくみがなければ、担当者だけの上部だけのとりくみになっていく、それをどう大衆的な次元にまで部落問題を広めていくかということか、これはやはり組織づくりをやらなければならないのではないか、この点で組合との関係、組合と解放研という関係の整理がどこでも必要となってくるんで

はないか、この組合の指導性というものが正しく発揮されないと、解放研と組合が対立をしたり、いろんな問題を生み出す可能性があります。組合がそうすれば部落問題を十分積極的にやっているのかといえば、やはり組合には組合独自の課題があるからやりにくい、やはり解放研が日常的に部落問題を職場の中でとりくんでいくこと、これを組合の中に返していくというとりくみがなされないと、上からの、しかも何か問題があった時だけのとりくみにおわってしまうのではないか、という意見が出されておるんです。それから地域については、地域共闘、「同答申」共闘を徹底的に強めていく、という問題が出ておるんです。

それからもうひとつは解放同盟、同盟自身も実はこの問題にかかわっておるんであって、やはり同盟の中で様々な共闘の闘いを部落解放運動としてくりひろげていくために、共闘部というものを同盟の中でもっていく必要があるという点が指摘されたと思います。

それからもうひとつ、第3番目の問題で指摘された点は宣伝の分野、どう宣伝をくりひろげていくかという問題であったと思います。共産党の差別キャンペーンというのは紙の爆弾というほどやっているわけですが、これとどう対抗していくかという点がいつも問題になるわけですね。その点で数の上では勝てんということであって、しっかりした内容面を持つと同時に解放新聞だけでなく、労組の機関紙、商業新聞あるいは公報、これらを体系的に、総合的に考えてとりくんでいく、特に労組の機関紙とか、商業新聞をまずつかって、最少の働きかけで最大の効果を与えるというとりくみをやらなければ、宣伝力で太刀打ちができない、という論議もあったわけです。

それから後、非常に重要な問題として指摘されたのには、やはり運動というものはある意味では計画的にねりあげられ承認されたものを大衆的におし進めていくということがありますが、研究所というところは現代はまだ政策化されないけど、近い将来において必ず問題になるという点を率直に論議しておく必要があるだろうという事であったと思います。

それと、行政部門のところでも報告されておっ

たわけですが、やはり社会啓発、社会教育部門が、適宜合同で例会をやっていくということが非常に重要になってくるのではないか。それは運動の課題というものに、ともすれば社会啓発の方が抜けてしまう。だから技術的になったり、非協力的になったりするという面が非常に強いと思う。

だから運動部会とも合同でやった場合、生の問題が持ちこまれてくる、これに対して社会教育の部門が答えていかなあかんということが、明らかになってくるということで非常に参考になるという点も出ておりました。